

商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）に関するQ & A （補助金申請者用）

令和7年5月

公益財団法人日本自動車輸送技術協会

【申請に関するもの】

問1：申請者はどのような事業者ですか。

答： 本事業の補助対象者はタクシー等車両（ハイヤーを含む）あるいはバスを所有して事業を実施する者です。

バスについては営業用バス事業者（いわゆるバス会社）及び自家用バスを所有して事業を実施する者が申請の対象となります。

また、これらの事業者へ車両をリースするリース会社も申請の対象となります。

問2：申請者は法人でなければいけないのでしょうか。

答： 申請者は法人でなくても、個人でもタクシー等車両又はバスを使用して事業を営業者であれば申請できます。

問3：購入した車両の所有者が自動車販売会社（以下「ディーラー」という。）ですが、補助金申請（または完了実績報告）はできますか。

答： ディーラーが車両を事業に使用しないにもかかわらず所有者となっている場合は、所有権留保を解除して所有者の変更（移転登録）をしたうえで、当該変更後の車両所有者が補助金申請または完了実績報告を行ってください。

車両購入後に申請する場合は、申請時に「新規登録時の自動車検査証」と「現在の自動車検査証」の両方のコピーを提出してください。

車両購入前に申請を行った場合は、交付決定後に車両を購入し、経費支出後に完了実績報告を行うこととなりますが、その際に「新規登録時の自動車検査証」と「現在の自動車検査証」の両方のコピーを提出してください。

問4：転リース取引は当該補助の対象となりますか。

答： 補助対象となります。ただし、中間会社の契約書のコピー、算定根拠明細書等転リース取引の取引関係を証する書類が必要です。

問5：転リースの際、中間会社のリース料金算定根拠明細書はどのように作成すれば良いですか。

答： 通常のリース契約と同様に、リース会社(申請者)と中間会社、中間会社と使用者それぞれの、算定根拠明細書を作成してください。ただし、補助金は使用者へのリース料金に反映（減額）させてください。（一括で支払うことは認められません。）

問6：補助金が受けられる車両の種類を詳しく知りたいのですが、どうすれば良いですか。

答： 申請が受けられる車両については、公益財団法人日本自動車輸送技術協会（以下「JATA」という。）のホームページに、事前登録された補助対象車両（一覧）として、車両・通称名、自動車の型式、基準額（補助対象額の上限）などが掲載されているので、ご確認ください。

なお、申請された車両と、実際に購入された車両が異なる場合などには、補助金が交付さ

れませんのでご注意ください。

問 7 : ホームページに公表されている補助対象車両情報一覧に掲載した車両以外に、補助対象となる車両はないのでしょうか。

答 : 補助対象車両情報一覧は、それまでに車両製造事業者から報告があり、審査を終了したもののみを公開しています。車両製造事業者からの報告については、補助金申請受付期間中、随時受け付けており、新たな報告があれば、報告内容を審査の上、随時公表内容を更新する予定です。

問 8 : 既に購入している車両でも補助対象車両となりますか。

答 : 補助対象車両のタクシー等車両並びにバスであれば、令和 7 年 2 月 3 日以降の購入（自動車検査証の初度登録年月日が令和 7 年 2 月 3 日以降）であれば申請可能です。ただし実績申請については令和 8 年 1 月 9 日までに新車登録された車両であることが必要となります。

問 9 : 申請者は、導入車両の自動車検査証の所有者又は使用者のどちらですか。

答 : 申請者は、自動車検査証の所有者です。従いまして、リース車両の場合は、自動車検査証の所有者欄に記載されているリース事業者となります。

問 10 : 値引き額や自治体等からの補助金は交付申請書（様式第 1（その 2 の 1）、（その 2 の 2））等に記載すべき「寄付金、補助金その他の収入」に当たりますか。

答 : 値引きされた額は、「寄付金、補助金その他の収入」には記入せず、値引いた後の購入額を同様式の「補助対象経費（補助対象車両価格）」欄に記載してください。

自治体等からの交付金は「寄付金、補助金その他の収入」に該当するため、同欄に記載してください。

問 11 : 導入車両の導入日を詳しく教えてください。また、通常申請の場合、納車予定日が令和 8 年 2 月 13 日以降の場合は申請できないのですか。

答 : ○ 実績申請（導入車両を購入した後申請する場合）については、令和 7 年 2 月 3 日～令和 8 年 1 月 9 日までに購入した車両。

ただし、申請日は、J A T A が申請受付を公表した日～令和 8 年 1 月 9 日まで。

○ 通常申請（導入車両を購入する前に申請する場合）については、J A T A が申請受付を公表した日以降、申請をして J A T A の交付決定を受けた後（交付決定を受けた日）から令和 8 年 2 月 13 日までに自動車検査証の新規登録をした車両。

ただし、申請日は、J A T A が申請受付を公表した日～令和 8 年 1 月 9 日まで。なお、令和 8 年 2 月 13 日（最終日）に補助対象車両の自動車検査証の新規登録をした場合でも、令和 8 年 2 月 20 日までに完了実績報告をしなければなりませんのでご注意ください。

問 12 : 通常申請の場合、交付決定前に車両を発注してもよいか。

答 : 改造車を除く通常申請における車両の申請にあつては、申請時に発注しても問題ありません。車両の「登録」は必ず交付決定後に行ってください。※交付決定前に車両登録をされた場合は交付決定が無効になります。

問 13 : ホームページ掲載の補助対象車両一覧の「基準額」に補助率をかけた金額が補助金額なのでしょうか。

答： 基準額は、バス及びタクシー(乗車定員 9 人以上)については、標準的燃費水準の車両との差額に補助率を乗じた金額となります。なお、タクシー(乗車定員 8 人以下)については、車両本体価格に補助率を乗じた金額となります。従いまして、基準額＝補助金額となります。(他の国以外の補助金や助成金を使用した場合は減額の可能性があります。)

問 1 4：バスの改造はどこまでが補助対象費用として認められますか。また、補助率はどのようになりますか。

答： 改造バスについては、動力構造の変更に係る改造費(材料費及び労務費等)が補助対象費用になり、補助率は 2/3 となります。なお通常申請のみとなります。

問 1 5：自治体等が補助対象車両を用いてバス運行を業務委託する場合、提出する書類はありますか。

答： 業務委託の場合は、運輸局が交付した自家用有償旅客運送の許可証又は登録証等、及び自治体等とバス運行会社の間で結ばれている業務委託契約を添付いただきますようお願いいたします。

【申請方法等】

問 1：申請窓口はどこですか。

答： J A T A の(商用車等の電動化促進事業(タクシー・バス)) 補助金執行グループが窓口となり、申請は J A T A 申請システム(URL は JATA ホームページにて公表)で申請していただきます。

問 2：申請書は郵送又は持込みでも構いませんか。

答： 申請は、J A T A 申請システムでお願いします。この場合、電子媒体での必要書類(オリジナルファイル)は、補助事業の完了する日の属する年度終了後 5 年間又は法定耐用年数のいずれか長い期間、消去せず保管してください。

なお、やむを得ず J A T A 申請システムによる提出ができない場合には、J A T A 窓口までご連絡ください。

問 3：申請書の添付書面について教えてください。

答： 補助金申請には、各種の添付書面が必要です。必要書面に漏れないように公募要領 10.提出書類にてご確認ください。

なお、申請時に不足書面があると、申請内容の審査ができないため審査並びに各種決定までのお時間を要するので、ご注意願います。

問 4：補助金申請をする場合、競争見積もりは必要ですか。

答： 本事業においては、公募要領 10.その 1 の 2 において「充電設備の導入に係る工事費」については、2 社以上の見積りを取って提出するよう規定されています。

問 5：添付書面の見積書、請求書、領収書は指定の様式がありますか。

答： 指定様式はございません。各社の様式で結構ですが、充電設備関係の見積書には導入充電器等の型式を記載し、請求書及び領収書には車台番号又は登録番号(導入車両)、製造番号(充電設備)を記載していただく必要があります。

また、各書面の宛先と申請者名が一致することはもとより、各書面の日付にもご注意ください。

さい。

問 6：電子取引で領収書が発行されないものについてはどうするのですか。

答： 別途、申請用の領収書を作成して頂き、その写しを提出してください。

問 7：手形処理で車両を購入した場合、領収書が発行されないが、銀行の手形処理の電子領収書で申請等することができますか。

答： 電子領収書もしくは通常（手形）の領収書を添付してください。

問 8：申請者の事業証明は、どのような証明書を提出するのですか。

答： 法人にあっては現在事項全部証明書の写し、個人事業者にあっては住民票の写し又は自動車免許証の写しを提出してください。

なお、初回申請時（発行後 3 ヶ月以内のもの）のみ提出。

※初回申請時以降、内容等が変更になった場合は、再提出をお願いいたします。

問 9：地方公共団体など登記を要しない法人が申請する場合は、登記事項証明書などが必要ですか。

答： 登記事項証明書の添付は必要ありません。なお、都道府県・市町村・特別区・一部事務組合・広域連合以外の登記を要しない法人の場合は、認可等の成立に要する法的文書の一部を求める場合があります。詳細はお問い合わせください。

問 10：申請者を確認できる書類として、個人事業者は、「住民票の写し又は自動車免許証の写し」を添付することとなっていますが、パスポートの写しではだめですか。

答： 公募要領において、個人の確認書類としては「住民票の写し（発行後 3 ヶ月以内のもの）または免許証の写し」のみと規定しているため、パスポートの写しは認められません。

問 11：自動車購入契約書（納入予定日を明記しているもの）はどのようなものですか。

答： 様式第 1 で申請する場合（申請して交付決定後に車両を購入する場合）には自動車販売会社と申請者（購入者）が購入契約をした契約書の写しの提出が必要です。なお、契約書の提出が難しい場合、注文書あるいは発注書の写しの提出に代えることも可とします。

また、契約書には、所定の記載内容のほか、導入車両の納入予定日（新車新規登録の予定日）を明記してください。この場合、納入予定日は令和 8 年 2 月 13 日以前であることが必要です。

問 12：リースの場合、導入車両の見積書の宛先が、リース会社でなく導入車両を使用する貸渡先の事業者宛てとなっているケースがありますが、見積書としての添付書類に認められますか。

答： 申請者はリース会社であることから、リース会社宛ての見積書が必要です。

問 13：導入車両のリース期間を 2 年間として、残りは再リースとするようなリース契約は可能ですか。

答： 補助事業者は、導入車両（取得財産）について、法令で定める財産処分制限期間を経過するまで、処分できないこととなっています。財産処分制限期間は車種や用途別に異なります。

リース契約は、この財産処分の制限期間を超える期間で契約を結ぶ必要があります。

なお、本事業において財産処分の制限期間は、タクシー等車両については、小型車（総排気量 2L 以下）は 3 年、大型車（総排気量 3L 以上）は 5 年、その他（総排気量 2L 超え 3L 未満）は 4 年となっています。また事業用バスは 5 年、自家用バスは 6 年となります。

問 1 4 : 既に補助対象車両を購入した後に申請を行う場合（実績申請）、申請から補助金が交付されるまでの大まかな期間を教えてください。

答： J A T A としましては、交付申請兼完了実績報告については、書類の不備が解消されてから 30 日程度で審査を終了し、申請者に様式第 3 の 2 交付決定通知書兼交付額確定通知書を送付いたします。

その後、精算払請求に従って銀行等に補助金を振込むこととなります。従って、提出書類に問題が無ければ、申請から補助金の支払いまではおおよそ 40 日程度と思われますが不備解消に時間がかかることや、別途協議すべき内容が生じた場合などはこの限りではありません。

また、公募要領 8（1）：受付期間などの留意事項に記載のように、予算額の残額が 2 割程度に達した場合等、申請数が多数の場合は、申請受付から交付決定までの期間が長くなることもあり得ます。

問 1 5 : 補助金申請後に補助対象車両を購入する場合（通常申請）、車両購入前の申請から補助金が交付されるまでの大まかな流れを教えてください。

答： 通常申請を行う場合は、交付申請を受け、書類の不備が解消されてから約 30 日以内に J A T A の審査を終了し、様式第 3 の交付決定通知書を送付します。

導入車両を購入後、完了実績報告を電子申請システム上で報告していただき、J A T A において審査後、様式第 1 3 の交付額確定通知書を送付します。

その後、交付額確定通知に記載された確定額について精算払請求をしていただき、当該請求に応じて補助金を支払うこととなります。

問 1 6 : 車両購入前の交付申請の場合（通常申請）では、交付決定前に車両の登録が済んでいる場合は交付されますか。

答： 交付申請をしている場合は、J A T A からの交付決定通知書を受領前に車両を新車登録してしまうと補助金が交付されません。

問 1 7 : リース事業者による申請の場合、補助金額を一括で貸渡し先の事業者を支払ってよろしいでしょうか。

答： リース事業者による申請の場合、リース料金から補助額の減額のみを認めています。一括で補助金を支払うことは認められません。

問 1 8 : リース会社の実績申請で、補助対象車両を先に購入し契約済みの場合、リース契約及びリース料金算定根拠明細書の記載はどのように記載すればよいのでしょうか。

答： 実績申請時点でのリース料金の受け取り残額に、補助金を充当した状況で再度積算し直し、変更契約書明細書を作成してください。

問 1 9 : リース料金算定根拠明細書は、参考の様式と同一の内容が記載されていれば、様式は任意でよろしいでしょうか。

答： 必要事項が記載されていれば、任意様式で結構です。

【その他】

問 1：国の他の補助金と併用できないとなっていますが、デジタルタコグラフを国の補助金で導入して取り付けした車両には、本補助金は申請できますか。

答： デジタルタコグラフや ASV 装置等車両に搭載される機器・装置は、補助対象が異なるため併用が可能で申請できます。

問 2：補助金を受けた車両が事故を起こして使用できなくなった場合、補助金の返還が必要ですか。

答： 補助金を受けて購入した車両が、財産処分の制限期間内に事故を起こして廃車などにする場合、過失の程度に関係なく、財産処分の承認手続きを行っていただいた上で、補助金を返還していただく必要があります。※制限期間内に財産処分を行う前に必ず J A T A に相談してください。

問 3：リース事業者が申請した補助対象車両を使用する事業者が事業を継続できなくなった場合は、補助金の返還は必要ですか。

答： 財産処分の制限期間内に事業者が事業を継続できなくなった場合など、内容により補助金の返還の必要が生ずる恐れがあるため、別途 J A T A にご相談ください。

問 4：J A T A から送られてきた環境省補助事業である旨を示すステッカーは、どこに貼付すればよいのでしょうか。

答： 補助対象車両の前面ガラス及び側面ガラスを除いた見やすい箇所に貼付してください。また、充電設備についても、対象機器の見やすい箇所に貼付してください。

問 5：事業報告書はいつまでに提出するのですか。

答： 事業報告は、電気自動車等の導入によって CO2 を削減した量を把握するため、導入自動車の走行距離数を報告していただくものです。令和 7 年度分については年度終了後の令和 8 年 4 月 30 日までに、また、令和 8 年度分は令和 9 年 4 月 30 日までに環境大臣あてに提出が必要です。

問 6：補助対象車両の使用の本拠地が変更になった場合、事業報告書の登録番号と申請時の登録番号が相違することが予想されますが、問題ありませんか。

答： 一つの事業者が複数の補助対象車両を使用する地域がある場合などは、そのような事例が考えられますが、自動車検査証の所有者及び使用者が変更にならなければ問題ありません。
なお、混乱を避けるため、事業報告書等の提出の際にご相談下さい。

問 7：事業完了日とは、いつのことを指すのですか。

答： 補助対象車両の自動車検査証における初度登録年月日となります。なお、改造車にあっては変更登録を行った日となります。

※充電設備の事業完了日については「充電設備関係」の問 8 をご参照ください。

問 8：交付規程第 8 条第 1 項第十六号に記載されている「補助事業者は、十四号で定める期間を

経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてカーボנקレジットとして登録を行ってはならない。」とはどういうことですか。

答：「カーボנקレジット」とは、温室効果ガスの排出削減量を「クレジット」として国が認証する制度で、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボンオフセットとして取引することができます。本補助制度で導入した補助対象車両でカーボנקレジットの認証を受けたり、補助対象車両により削減される二酸化炭素量をカーボנקレジットの対象にしてはならないという規定です。

問9：利益等排除とはどういうことですか。

答：間接補助事業において、補助対象経費の中に間接補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、間接補助事業の実績額の中に間接補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。そこで本事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

1. 利益等排除の対象となる調達先について

間接補助事業者が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。利益等排除の対象範囲には、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１）間接補助事業者自身
- （２）間接補助事業者と100%同一の資本に属するグループ企業
- （３）間接補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2. 利益等排除の方法について

（１）間接補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（２）間接補助事業者と100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（３）間接補助事業者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費および一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

また、リース契約に基づく申請についても、リース契約の使用者（契約者）との間に資本関係がある場合、利益等排除の対象となります。

問 10：補助対象事業者は国で定める目標（目安）に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画を設定している必要がありますが、どんな目標でしょうか。

答： 2030年度における保有のタクシー等車両あるいはバスの非化石エネルギー自動車の使用割合を8%(タクシー等車両)あるいは5%(バス)を目標とします。様式第1(その4の1)又は様式第1(その4の2)に従い、提出してください。

なお、リース契約の場合、貸渡し先の事業者の導入計画を記載してください。

問 11：GXリーグとは何ですか。

答： GXとはGreen Transformation(グリーントランスフォーメーション)の略称で、温室効果ガスを発生させる化石燃料から太陽光発電、風力発電などクリーンエネルギー中心へと転換し、経済社会システム全体を変革しようとする取り組みを指します。2020年10月政府は2050年までに温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ全体としてゼロにするカーボンニュートラル実現と社会変革を見据えて、GXへの挑戦を行い、現在および未来社会における持続可能な成長実現を目指す企業が同様の取組を行う企業群を官・学と共に協働する場が、GXリーグです。詳しくはGXリーグホームページ (<https://gx-league.go.jp>) を参照してください。

問 12：本補助金を受けるためにGXリーグの加入は必須ですか。

答： 補助金の申請にあたり、令和2年度CO2排出量が20万t以上の事業者は、GXリーグへの加盟又は国内でのScope1, 2に関する削減目標を設定するなどの表明をしていただきます。

20万t未満の事業者はこれらの条件は必須ではありません。

問 13：リース契約の場合、表明書（様式第1（その3の2））の報告者はリース事業者でしょうか。

答： 表明書の報告者は貸渡し先の事業者になります。

問 14：申請者（車両の所有者）は変わらないが、使用者が法定耐用年数の期間の途中で変わることが確定しているが、申請は可能か。

答： 申請時点で使用者の変更の詳細（いつ、どこ、誰に）が確定している場合は、その根拠資料（契約書等）を示して共同で申請することは可能です。ただし、申請時点で詳細が確定しておらず、申請後に使用者の変更が発生した場合や申請時と異なる変更がなされた場合は、これまでどおり財産処分の対象となります。

問 15：バッテリー交換式EVについて、バッテリーを補助対象車以外が使用することが想定されるが、この場合、申請は可能でしょうか。

答： バッテリーを補助対象車両以外と共同で利用する場合は、バッテリーは補助の対象外になりますので、車体のみが補助対象となります。この場合に、車両が使用されることを確認するため、バッテリーをどのように調達し、使用するのかについて、資料を提出いただく必要があります。

【充電設備関係】

問 1： 充電設備への補助はないのでしょうか。

答： 通常申請の場合においてのみ、本事業により導入される電気自動車等の充放電に必要な充電設備への補助は対象となります。ただし、営業所単位で「車両台数≧充電口数」の関係となることが必須です。

問 2： 補助対象となる充電設備の補助対象経費を教えてください。

答： 急速充電設備・普通充電設備を購入する費用及び充電設備を設置するための工事費となります。受変電装置（キュービクル）及び分電盤（ブレーカ）も含まれます。

問 3： 充電設備を設置する土地が借地の場合の手続きを教えてください。

答： 借地に充電設備を設置する場合は、土地の利用に関する許諾及び充電設備の保有義務期間（6 年）以上において設置することの許諾を土地所有者から得ることが必要です（国又は地方公共団体の土地はこの限りではなく、短い期間での使用許可も認めます）。
よって、土地の利用に関する許諾書等の提出をお願いします。

問 4： 充電設備を資本関係にある充電設備メーカーから調達する場合等について教えてください。

答： 申請者が充電設備メーカー（自社含む）との資本関係がある場合は、利益等排除の対象となります。

なお、充電設備メーカー及び充電設備販売会社いずれも申請者と資本関係にある場合は、充電設備メーカーを優先し、利益等排除を行います。

また、リース契約に基づく申請についても、リース契約の使用者（契約者）との間に資本関係がある場合、利益等排除※の対象となります。

なお、利益等排除については、自動車の購入についても適用されますのでご注意願います。

※【「その他」問 9】をご参照ください。

問 5： どのような充電設備を購入したら良いのか教えてください。

答： 補助対象となる充電設備につきましては、ホームページに一覧を公開しておりますので、そちらをご確認いただければと思います。

問 6： 補助金の交付を受けて設置した充電設備の管理について教えてください。

答： 補助金の交付を受けて設置した充電設備の保有義務は設置完了した日から 6 年であり、補助金の交付を受けた方は、法令を遵守し、同じく補助金を受けて導入した電気自動車とともに、その効率的運用を図り、善良な管理者の注意をもって継続的に管理しなければなりません。

よって、「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表」を備えて管理しなければなりません。

保有義務期間に保有が困難になった場合、またはやむを得ず処分を行うときは J A T A へ事前の届出が必要であり、原則として補助金の返納が必要となります。

問 7： 車両と充電設備は同時申請でなければならないのでしょうか。

答： 車両の申請が先なら、車両と充電器は別申請でも問題ありません。別申請の場合は、充電器の申請の際に申請車両との紐づけができる書類（車両の購入契約書、リース契約書、車検証など）を添付してご申請ください。

問 8 : 充電機器の設置完了日とはいつか。また証明する書類は何が必要か。

答 : 設置工事が完了した日を指します。証明する書類は工事事業者が発行する工事完了日、引き渡し完了日または領収書の発行日とします。

問 9 : 充電設備の設置が遅れた場合はどうなるのか。

答 : 設置が遅れた場合は補助金交付対象外となります。令和 8 年 2 月 20 日の完了実績報告に間に合うように工事計画を立ててください。

問 10 : 車両はリースとして申請した場合、充電設備の申請は誰が行うことができますか。また、車両のみリース契約で充電設備についてはリース先(貸渡し先)だった場合、補助金の申請はどうなりますか。

答 : 公募要領 6.申請者に、「補助金を申請できる者は、補助対象車両の自動車検査証上の所有者に該当する者」となっています。従いまして、リース契約車両の所有者が充電設備の申請者となることもできます。また、車両のみリース契約の場合は、充電設備はリースの貸渡し先の事業者が補助金を申請することとなります。

問 11 : 充電設備の工事費に見積もりは 2 社以上必要でしょうか。

答 : 工事に係る見積もりを 2 社以上とっていただきますようお願いいたします。ただし、事情があり、2 社以上取れない場合は JATA へご相談ください。

問 12 : 充電設備の補助額について教えてください。

答 : 充電設備の補助額を算定する場合、充電設備と工事費の総和から寄付金その他の補助金を差し引いて、基準額と比較することから、注意が必要です。

充電設備の機器の補助額について、機器の補助対象経費(①)に補助率を乗じた額(②)と、機器上限額(③)を比較し、②、③のいずれか少ない金額に台数を乗じた額(④)を求めます。

充電設備の工事費について、工事全体の補助対象経費(⑤)と 1 台あたりの工事費上限額に台数を乗じた額(⑥)を比較し、⑤、⑥のいずれか少ない金額(⑦)を求めます。

①に台数を乗じた額と⑤の和から寄付金その他の補助金を引いた額(⑧)と、④と⑦の和(⑨)を比較し、⑧、⑨のいずれか少ない額が充電設備の補助額となります。ただし、高圧受電設備については台数を乗じず、1 工事当たりの上限額として比較します。

問 13 : 車両の配置場所を変更したい。移設前後で所有者は変わらないのだが、充電設備も移設したいが、可能でしょうか。

答 : 補助対象車両の配置の移動に伴い、補助対象の充電設備を移設する場合、補助対象車両と同じ場所に同じ口数を移設することは可能ですが、移設に伴う費用は補助対象ではありません。

問 14 : 充電設備に課金装置がついているものについては、装置を使用しないものであれば、そのまま設置可能でしょうか。

答 : 設置は可能ですが、様式第 1 (その 3 の 1) (誓約書) (3)のとおり、課金装置は使用しないください。

【複数年度事業について】

問 1：複数年度事業として申請する場合の要点を教えてください。

答： 複数年度事業として申請する場合は、事前に JATA まで相談ください。複数年度事業として申請する場合、経費を年度毎に明確（何をいつまでに実施するのか明らかにする）にして申請をしてください。また、交付申請は毎年度必要です。公募要領をよくご確認ください。

**問 2：複数年度事業として申請し、今年度分について交付を受けた場合、次年度も必ず交付され
ると考えてよいですか。**

答： 翌年度以降の補助事業は、政府において翌年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、翌年度の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更等を求めることがあります。公募要領をよくご確認ください。

問 3：複数年度事業で、初年度の補助対象経費が発生しない場合でも申請できますか。

答： 各年度に補助対象経費が発生しない場合、申請いただけませんので、事前にご相談ください。

問 4：複数年度事業の場合、「車両台数≧充電口数」の関係はどの様に考えればよいでしょうか。

答： 「車両台数≧充電口数」については、翌年度終了時にこの関係性を満たしてください。

**問 5：翌年度目終了時点で、「車両台数≧充電口数」とならなかった場合、補助金は返還すること
になるのでしょうか。**

答： 「車両台数≧充電口数」が満たなかった場合については、満たなかった差分を返還していただくことになります。

**問 6：複数年度事業において、初年度の所定の期日までに「翌年度補助事業開始承認申請」を提出
せず、事業を実施しなかった場合、初年度の補助金はどのような扱いになりますでしょうか。**

答： 翌年度以降の事業開始に該当し、初年度に交付した補助金の一部または全部に相当する金額を返還していただくこととなります。